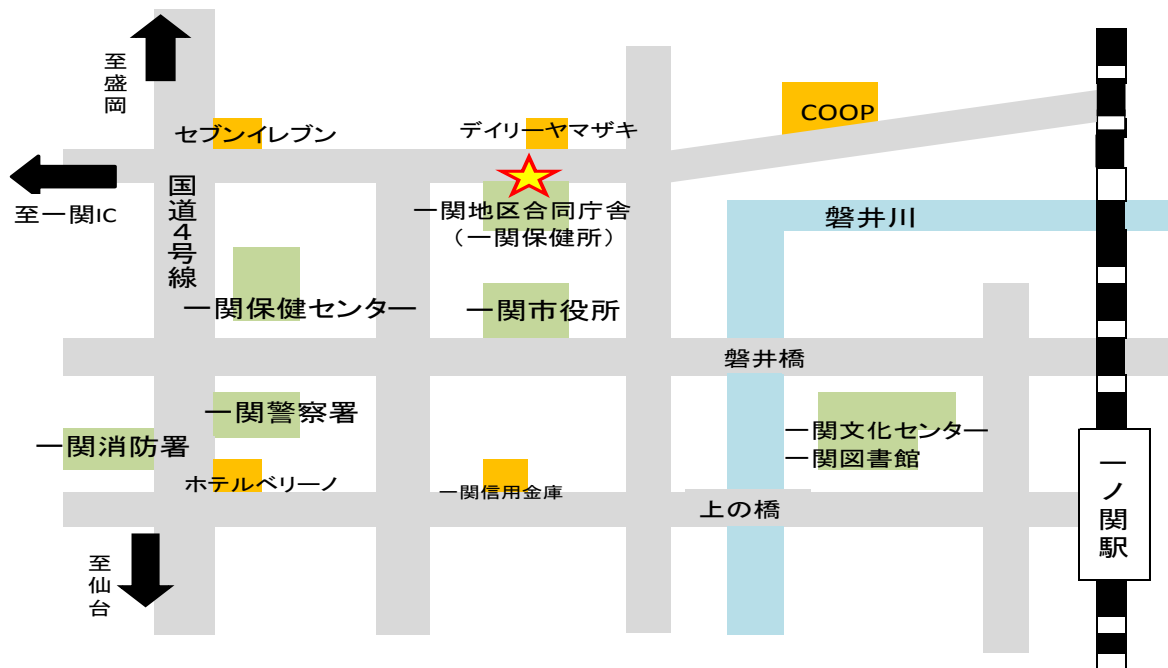


歯科技工所の手引き

〒021-8503 一関市竹山町 7-5
岩手県一関保健所 管理福祉課
TEL0191-26-1415 Fax0191-26-3565



歯科技工士の開業及び開業後の手続き等について説明したものです。

1 歯科技工所について

(1) 構造基準（歯科技工士法施行規則 13 条の 2）

開設にあたっては、下記事項に適合するようにしてください。

区 分	内 容
	1 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
	2 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
	3 手洗設備を有すること。
	4 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
	5 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。
	6 照明及び換気が適切であること。
	7 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
	8 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
	9 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
	10 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
	11 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
	12 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

(2) 管理者の設置及び義務（歯科技工士法第 22 条及び第 23 条）

歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であってその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士である管理者を置かなければなりません。

管理者は、歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければなりません。

(3) 歯科技工指示書の記載事項（歯科技工士法施行規則第 12 条）

歯科医師からの指示書の記載事項は次のとおりですので、確認して2年間保存してください。

- 1 患者の氏名
- 2 設計
- 3 作成の方法
- 4 使用材料
- 5 発行の年月日
- 6 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
- 7 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び

所在地

(4) 歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理

歯科技工所における歯科補てつ物等の質の確保を図ることを目的に「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」が定められ、歯科技工録の作成や機器等の点検、検査、苦情処理等が定められていますので参照してください。

(5) 排水、廃棄物関係

歯科技工所から発生する浮遊物質等の流出防止や廃棄物を適正に保管処理するため、下水道法施行令や廃棄物の処理及び清掃に関する法律による対応処理等が必要となります。

歯科技工所から排出されるごみは、一般のごみではなく、産業廃棄物として処理することになります。処理は、許可を受けた業者に運搬、廃棄を依頼することになり、その関係書類を保管しておかなければいけません。

詳細は、「歯科技工所運営マニュアル」を参照し、不明な場合には保健所環境衛生課にお問合せください。

(6) 感染症対策

歯科技工士法第13条の2の「歯科技工所の構造設備基準」に「十一 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。」が追加され、その責任と義務が歯科技工所開設者に求められています。

2 歯科技工所の届出について

(1) 歯科技工所開設届（様式第1号）（歯科技工士法第21条第1項）

歯科技工所の開設は、開設後10日以内に保健所に届出することとされており、開設前に届出することは出来ません。保健所への届出は1部で構いませんが、施術所開設時の書類として控えが必要な場合には、2部提出し1部を保健所の受付印を押して返却します。

〔提出書類〕

- ① 歯科技工所開設届
- ② 構造設備の概要がわかる平面図（手洗い設備、粉じん捕集装置、換気装置等の配置）
- ③ 従事者の免許証（登録証）の写しを添付

※1 様式上、連絡先の記載はありませんが、連絡先電話番号を記載してください。

※2 開設後、保健所による立入検査は1年以内に検査することとなりますが、検査日程等は別途通知します。

(2) 歯科技工所開設事項変更届（様式第2号）（歯科技工士法第21条第1項）

届出した内容に変更があった場合には、変更後10日以内に届け出てください。

- ① 構造設備が変更となった場合

技工所内の平面図が変更となった場合には、平面図を添付したうえ、手洗い設備、機器等の配置を記載してください。

- ② 従事者の変更

従事者が退職、新たに従事した場合には、新たに従事する従事者の免許証（登録証）の写しを添付してください。

③ 開設者の変更等

開設者が変更となった場合には、変更届ではなく、歯科技工所開設届、歯科技工所廃止（休止、再開）届での処理となります。

④ 開設場所の変更

(3) 歯科技工所廃止（休止、再開）届（様式第3号）（歯科技工士法第21条第2項）

廃止、休止、再開した場合には、10日以内に届け出てください。

3 広告制限等について

歯科技工士法に定められた事項以外は、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告することはできません。（歯科技工士法第26条第1項及び第2項）

- 1 歯科医師又は歯科技工士である旨
- 2 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名
- 3 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 その他都道府県知事の許可を受けた事項

広告内容が歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に関する事項にわたってはいけません。また、虚偽の内容を広告することもできません。

4 参考

- (1) 歯科技工所開設届（様式第1号）
- (2) 歯科技工所開設事項変更届
- (3) 歯科技工所廃止（休止、再開）届
- (4) 歯科技工所運営マニュアル
- (5) 歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針